

# 平成23年度 消防設備士試験 試験案内

財団法人 消防試験研究センター 鳥取県支部  
〒680-0011 鳥取市東町1-271 県庁第二庁舎8階  
TEL 0857-26-8389 FAX 0857-24-1052  
<http://www.shoubo-shiken.or.jp>

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、鳥取県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり実施します。

試験案内は最後までよく読んで、記載されている内容に同意した上でお申し込み下さい。申し込まれた方は、試験案内に記載されたすべての事項に同意されたものとみなします。

## 1 試験の種類

甲種と乙種があり、甲種は対象設備等の「工事、整備、点検」ができ、乙種は「整備と点検」ができます。

種類		工事整備対象設備等の種類
甲種	特類	特殊消防用設備等（消防法第17条第3項）
甲種 又は 乙種	第1類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備
	第2類	泡消火設備
	第3類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備
	第4類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通知する火災報知設備
	第5類	金属製避難はしご、救助袋、緩降機
乙種	第6類	消火器
	第7類	漏電火災警報器

〔注意事項〕

前期試験の種類は、甲種全類・乙種全類ですが、後期試験の種類は、甲種（第1類、第4類）・乙種（第1類、第4類、第6類、第7類）となっていますので、ご注意ください。

## 2 試験日時、実施場所、受験願書の申請期間等

試験日		試験の種類		受験地	受験願書の申請期間
前期	平成23年 7月31日(日)	午前	甲種4・5類 乙種4・5・6・7類	鳥取市 米子市	【書面申請】 平成23年6月6日(月) ～6月20日(月)(消印有効) 【電子申請】 平成23年6月3日(金)午前9時 ～6月17日(金)午後5時
		午後	甲種特類 甲種1・2・3類 乙種1・2・3類		
後期	平成23年 12月4日(日)	午前	甲種4類 乙種4・7類	倉吉市	【書面申請】 平成23年10月6日(木) ～10月20日(木)(消印有効) 【電子申請】 平成23年10月3日(月)午前9時 ～10月17日(月)午後5時
		午後	甲種1類 乙種1・6類		
試験会場		前期	とりぎん文化会館（県民文化会館）米子コンベンションセンター		
		後期	倉吉体育文化会館		

試験の 集合時間及び 開始時間 (前期、後期共通)	午前	集合時間：9時00分 開始時間：9時30分
	午後	集合時間：13時30分 開始時間：14時00分
受験願書の申請先 (郵送又は持参)	(財)消防試験研究センター 鳥取県支部 〒680-0011 鳥取市東町1-271 県庁第二庁舎8階	

〔注意事項〕

- ア 受験願書の申請方法は、書面申請（願書による受験申請）と電子申請（インターネットからの受験申請）の2通りがあります。申請期間、受験ができる試験種別等が異なるので、ご注意ください。具体的な受験手続は、4頁の「6 受験手続」をご覧ください。
- イ 受験願書を郵送の場合は、申請最終日の消印まで有効です。  
持参の場合の受付時間は、9時から17時までです。（土日、祝日、年末年始を除く）
- ウ 試験会場、時間は、当方で決定し受験票に明記しますが、収容人員等の関係で上記以外に変更する場合がありますので御了承願います。
- エ 自然災害などにより試験実施が困難な場合には、試験日を変更することがあります。  
また、試験前に不測事態が発生した場合の試験実施の有無については、ホームページに掲載予定です。

### 3 受験資格

- (1) 甲種消防設備士試験には、一定の受験資格が必要です。・・・10頁以降を参照してください。
- (2) 乙種消防設備士試験には、受験資格は必要ありません。

### 4 試験科目、問題数及び試験時間

種類	試験科目及び問題数		問題数	試験時間
甲種 特類	筆記	消防関係法令	15問	2時間 45分
		工事整備対象設備等の性能に関する火災及び防火に係る知識	15問	
		工事整備対象設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法	15問	
甲種 (特類を除く)	筆記	消防関係法令	15問	3時間 15分
		機械又は電気に関する基礎知識	10問	
		受験に係る消防用設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法	20問	
	実技	受験に係る消防用設備等に関する鑑別等	5問	
		受験に係る消防用設備等に関する製図	2問	
乙種	筆記	消防関係法令	10問	1時間 45分
		機械又は電気に関する基礎知識	5問	
		受験に係る消防用設備等の構造、機能及び整備の方法	15問	
	実技	受験に係る消防用設備等に関する鑑別等	5問	

注 甲種特類の試験には、実技試験、科目免除はありません。

### 5 試験の一部免除と申請（甲種特類を除く。）

消防設備士、電気工事士、電気主任技術者、技術士等の資格を有する方は、申請により試験の一部が免除され、試験時間が短縮されます。なお、2つ以上の資格を有する方は、それぞれ資格ごとに申請できます。

一部免除の申請は、受験願書の「試験の免除」欄の「受ける」か「受けない」かのいずれかに を記入し、その意志を明確にするとともに、資格を証明する書類を受験願書裏の貼付欄に貼付しなければなりません。

- (1) 消防設備士免状の所有者

前記「4 試験科目、問題数及び試験時間」の筆記試験のうち、所有する免状の種類と受験する種類

によって、次表のように免除されます。

表の「受験種類」に対応する「既得の消防設備士免状」欄は、同類の免状が除かれます。

資格証明書類として、消防設備士免状の表裏のコピーが必要です。

a 甲種消防設備士試験の受験者

受験種類	既得の消防設備士免状	免除される科目	試験時間
甲種 1～3 類	甲種 1～3 類	消防関係法令の共通部分 8 問、基礎的知識全 10 問	2 時間 30 分
	甲種 4、5 類	消防関係法令の共通部分 8 問	3 時間
甲種 4 類	甲種 1～3 又は 5 類	消防関係法令の共通部分 8 問	3 時間
甲種 5 類	甲種 1～4 類	消防関係法令の共通部分 8 問	3 時間

b 乙種消防設備士試験の受験者

受験種類	既に取得している消防設備士免状	免除される科目	試験時間
乙種 1 類	乙種 4～7 類又は甲種 1,4,5 類	消防関係法令の共通部分 6 問	1 時間 30 分
	乙種 2,3 類又は甲種 2,3 類	消防関係法令の共通部分 6 問、基礎的知識全 5 問	1 時間 15 分
乙種 2 類	乙種 4～7 類又は甲種 2,4,5 類	消防関係法令の共通部分 6 問	1 時間 30 分
	乙種 1,3 類又は甲種 1,3 類	消防関係法令の共通部分 6 問、基礎的知識全 5 問	1 時間 15 分
乙種 3 類	乙種 4～7 類又は甲種 3～5 類	消防関係法令の共通部分 6 問	1 時間 30 分
	乙種 1,2 類又は甲種 1,2 類	消防関係法令の共通部分 6 問、基礎的知識全 5 問	1 時間 15 分
乙種 4 類	乙種 1～3,5,6 類又は甲種 1～5 類	消防関係法令の共通部分 6 問	1 時間 30 分
	乙種 7 類	消防関係法令の共通部分 6 問、基礎的知識全 5 問	1 時間 15 分
乙種 5 類	乙種 1～4,7 類又は甲種 1～5 類	消防関係法令の共通部分 6 問	1 時間 30 分
	乙種 6 類	消防関係法令の共通部分 6 問、基礎的知識全 5 問	1 時間 15 分
乙種 6 類	乙種 1～4,7 類又は甲種 1～4 類	消防関係法令の共通部分 6 問	1 時間 30 分
	乙種 5 類又は甲種 5 類	消防関係法令の共通部分 6 問、基礎的知識全 5 問	1 時間 15 分
乙種 7 類	乙種 1～3,5,6 類又は甲種 1～3,5 類	消防関係法令の共通部分 6 問	1 時間 30 分
	乙種 4 類又は甲種 4 類	消防関係法令の共通部分 6 問、基礎的知識全 5 問	1 時間 15 分

(2) 電気工事士 (11 頁の 7 の該当者)

\*電気工事士の試験に合格しても免状を所持していない者及び認定電気工事従事者は、免除を受けられません。

2 頁「4 試験科目、問題数及び試験時間」の表中の

筆記試験の と のうち「電気に関する部分」が免除され、さらに

実技試験については、甲種第 4 類か乙種第 4 類を受験する場合に の問 1 が免除され、

乙種第 7 類を受験する場合には、実技全問が免除されます。

資格の証明書類として、電気工事士免状のコピーが必要です。

(3) 電気主任技術者 (11 頁の 8 の該当者)

2 頁「4 試験科目、問題数及び試験時間」の表の筆記試験の と のうち「電気に関する部分」が免除されます。

資格の証明書類として、電気主任技術者免状のコピーが必要です。

(4) 技術士 (11 頁の 6 の該当者)

次表に掲げる技術部門に応じ、試験の指定区分の類について、2 頁「4 試験科目、問題数及び試験時間」の表の筆記試験の と が免除されます。

資格証明書類は、技術士第 2 次試験又は本試験の合格証明書又は技術士登録証のコピーが必要です。

部 門	機 械 部 門	電 気 ・ 電 子 部 門	化 学 部 門	衛 生 工 学 部 門
試験の指定区分 (甲、乙共通)	第 1、2、3、5、6 類	第 4、7 類	第 2、3 類	第 1 類

【備考】上記以外の専門分野の方は、試験の一部免除はありませんが、甲種の実験資格はあります。

(5) 日本消防検定協会又は指定検定機関の職員で、型式承認の試験の実施業務に2年以上従事した方  
2頁「4 試験科目、問題数及び試験時間」の表の筆記試験の と が免除されます。  
資格証明書類は、型式承認試験の実施業務の従事証明書(コピー不可)が必要です。

(6) 消防団員として5年以上勤務し、かつ、消防学校の教育訓練のうち専科教育の機関科を修了した方  
乙種5、6類を受験する場合、2頁「4 試験科目、問題数及び試験時間」の表で乙種・筆記欄の の  
5問と実技欄 の5問が免除されます。  
資格証明書類は、団員歴証明(コピー不可)と教育修了証(コピー)が必要です。

## 6 受験手続

受験申請方法は、「書面申請」と「電子申請」の2通りがあります。

同一試験日の受験申請を、「書面申請」と「電子申請」とを同時に申請することはできませんので、ご注意ください。

### (1) 書面申請手続

受験する種類ごとに、次の書類等が必要です。

<p>受験願書</p>	<p>17頁「18 受験願書の記入要領と記入例」の「記入上の注意」等をよく読んで、印の欄以外のすべての欄を黒色のボールペンを使い正確に、よくわかる字で記入してください。</p>
<p>証明書類 (該当者)</p>	<p>既に消防設備士免状を持っている場合は、表裏ともコピーしたもの 甲種受験者は受験資格を証明する書類(10頁以降を参照) なお、過去にいずれかの支部で甲種を受験したときの受験票(控)、又は試験結果通知書(資格判定コード欄に番号が印字されているものに限る)を提出することにより、甲種の受験資格の証明に代えることができます。(コピー不可) 試験の一部免除を受ける方は、資格を証明する書類(2頁「5 試験の一部免除と申請」) *これらの証明書を願書B面裏の所定の欄に貼ってください。</p>
<p>試験手数料 及び 納入方法</p>	<p>試験手数料 甲種.....5,000円 乙種.....3,400円 納入方法 ・受験願書と一緒にお渡しした払込用紙(他の用紙では受付できません)を使って、ゆうちょ銀行または郵便局の窓口で払い込んでください。(機械による払込みは無効) ・次に「振替払込受付証明書(お客さま用) <b>受験願書添付用</b>」を受験願書B面の試験手数料欄にしっかりと貼り付けてください。 《注意》「振替払込請求書兼受領証」は本人の受領証なので願書には貼らないこと。 また、払い込む時に別途払込料が必要です。 ・事業所、学校などで同時に5名以上の受験者がある場合、受験手数料は一括払込でも結構です。この場合、1人の受験願書の所定の位置に、総額の「振替払込受付証明書(お客さま用) <b>受験願書添付用</b>」を貼り、内訳として受験者氏名、金額、合計額を記入した名簿を提出してください。なお、複数種類の受験者も、同様に一括払込をすることができます。 ・一旦払込みされた試験手数料は、お返しできません。</p>

## (2) 電子申請手続

<p>次に記載する電子申請手続は、変更される場合がありますので、電子申請手続をされる場合は、必ず、(財)消防試験研究センターのホームページ (<a href="http://www.shoubo-shiken.or.jp">http://www.shoubo-shiken.or.jp</a>) で、手続きについてご確認ください。</p>	
電子申請の対象となる試験種別	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 既得消防設備士免状を受験資格要件とする甲種全類</li> <li>2 乙種全類</li> </ol>
再試験における電子申請	<p>書面申請により受験した試験又は電子申請により受験した試験を再試験する場合には、平成22年4月1日以降に受験した試験種類(合格した試験種類を除く。)を電子申請することができます。</p> <p>再受験の申請は、同一試験日に1種類のみで、証明書類等の添付は必要ありません。</p> <p>ただし、次の項目に該当する再受験については、電子申請はできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成22年3月31日以前に受験した方</li> <li>(2) 平成22年4月1日以降に受験したときの受験票、又は試験結果通知書を持っていない方</li> <li>(3) 同一試験日に併願受験又は複数受験をする方</li> <li>(4) 同一試験日に消防設備士試験と危険物取扱者試験の両方を再受験する方</li> </ol> <p>詳細は、(財)消防試験研究センターのホームページをご覧ください。</p>
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電子申請では、同一試験日に1種類のための試験申請となります。</li> <li>2 同じ試験日の午前と午後に別の試験種別を受験する併願受験や、同一試験時間帯に複数種類を受験する複数受験は申請できませんので、ご注意ください。</li> <li>3 申請期間が、書面申請と異なりますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>4 同一試験日の受験申請を、書面申請と電子申請とを同時に申請することはできません。</li> </ol>
試験手数料及び払込方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 試験手数料 甲種.....5,000円 乙種.....3,400円</li> <li>2 払込方法 払込方法は、次の決済方法から選択できます。 払込手数料は無料です。 ペイジー(Pay-easy)決済 情報リンク方式、オンライン方式 コンビニエンス決済(セブン イレブン、ファミリーマート、ローソン、サークルK・サンクス、セイコーマート) クレジットカード決済(VISA、Master Card、JCB、アメリカンエキスプレス、ダイナース) (財)消防試験研究センターでは、電子申請に係る試験手数料の収納に関して、全てSMBCファイナンスサービス株式会社に業務委託しております。</li> <li>3 一旦払込みされた試験手数料は、お返しできません。</li> </ol>

## 7 試験の方法

筆記試験と実技試験は同一時間内に行います。

- (1) 筆記試験 甲種、乙種とも4肢択一式で、解答はマークカードにマークします。
- (2) 実技試験(甲種特類を除く)

鑑別等及び製図ともに、写真、イラスト、図面等を示した記述式で、解答を実技試験問題集の解答欄に記入します。

## 8 複数種類の受験

2種類以上受験するときは、1種類につき1部の受験願書を同一の封筒に入れて提出してください。

### (1) 同一時間帯に複数種類の受験をする場合・・・【複数受験】

電気工事士免状の所有者で、試験の一部免除を受ける方は、甲種第4類と乙種第7類、又は乙種第4類と乙種第7類のいずれかを同一時間に受験することが可能です。

### (2) 試験時間帯が異なる受験をする場合・・・【併願受験】

午前中に実施される1種類と午後実施される1種類を、受験することができます。

## 9 受験票及び写真について

### (1) 受験票の送付方法

#### ア 書面申請の場合

受験願書を受理したあと、受験番号、試験会場、試験開始時間等を記載した受験票(圧着ハガキ)を**試験日の1週間前までに郵送します**。届かない場合は、鳥取県支部に電話(0857-26-8389)で照会してください。

また、受験票を団体宛(事業所、学校等)にまとめて送付希望される場合は、その旨と送付先の住所を申し出てください。試験結果通知に関しても同様にしてください。

#### イ 電子申請の場合

電子申請締切後、申請時に入力された電子メールアドレスあてに受験票がダウンロードできる旨のメールを当センターから送信します。受験者本人が**受験票をダウンロードして印刷し、試験日当日、必ず持参してください**。

### (2) 写真について(書面申請、電子申請共通)

受験日前6ヶ月以内に撮影した正面、無帽、無背景、上三分身像の**縦4.5cm、横3.5cmの大きさ**、枠無しとし、鮮明なもの(裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入してください。)を1枚準備して、受験票に貼ってください。

写真は受験者本人の確認及び消防設備士免状作成に使用しますので、**試験当日は、写真を貼った受験票を必ず持参してください**。

### (3) 受験票の氏名欄は、受験者の氏名をかい書で記入してください。

## 10 試験当日の注意事項

### (1) 次の場合は、受験をすることができません。

ア 受験票がない場合

イ 受験票に写真を貼っていない場合

ウ 受験票に本人と確認できない写真を貼っている場合

### (2) 試験開始30分前までに集合し、受付を済ませ、入室してください。

### (3) 携行品

受験票

H B又はBの鉛筆数本と消しゴム(シャープペンは好ましくありません)

**\* 鉛筆、消しゴム以外のもの(携帯電話、計算機、下敷き、定規等)は使用を認めません。**

## 11 合格基準

### (1) 甲種特類

筆記試験において、「消防関係法令」、「工事整備対象設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法」、「工事整備対象設備等の性能に関する火災及び防火に係る知識」の各科目ごとに40%以上で全体の出題数の60%以上の成績を修めた方を合格とします。実技試験はありません。

### (2) 甲種(特類以外)及び乙種

「消防関係法令」、「機械又は電気に関する基礎知識」、「消防用設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法」の各科目ごとに40%以上で全体の出題数の60%以上、かつ、実技試験において60%以上の成績を修めた方を合格とします。

なお、試験の一部免除がある場合は、免除を受けた以外の問題で上記の成績を修めた方を合格とします。  
実技試験の採点は、消防法施行規則第33条の9の規定により、筆記試験が合格基準に達した方を対象としています。

## 1.2 合格発表

合格発表は、**前期：平成23年9月6日(火)**、**後期：平成24年1月11日(水)**の予定です。

合格者の受験番号を鳥取県支部前の廊下に公示します。

受験者全員に「試験結果通知書」(圧着ハガキ)を郵送します。

(合格者には、「消防設備士免状交付申請書」が付いていますので、切り離さないで下さい。)

発表日の正午から当センターのホームページ上に合格者の受験番号を掲示します。

可否の問い合わせに、**試験問題及びその解答に関する問い合わせには、一切応じられません。**

**試験会場外での特定業者による試験結果通知の有料サービスは、当センターとは、一切関係ありませんので、ご注意ください。**

## 1.3 その他注意事項

(1) 受理した受験願書は、お返ししません。

また、一旦払い込まれた試験手数料は、過誤納以外お返ししません。

(2) 受験願書等の記入文字が判読できなかつたり、虚偽の記載、虚偽の証明書等を提出した場合は、受験を拒否し、あるいは合格を取り消すことがあります。

(3) 受験願書を提出した後に住所・氏名等を変更した場合には、直ちに鳥取県支部へ連絡してください。  
受験票や試験結果通知書が「宛先不明」で届きません。

(4) **当センターは試験の実施機関であり、受験準備の講習会や参考書の斡旋等は、一切行っていません。**

## 1.4 問い合わせ先

(1) 受験に関すること

財団法人 消防試験研究センター 鳥取県支部

電話 0857-26-8389

(2) 電子申請に関すること

電子申請に関するトラブル等の問い合わせは下記までお願いします。

財団法人 消防試験研究センター 電子申請室

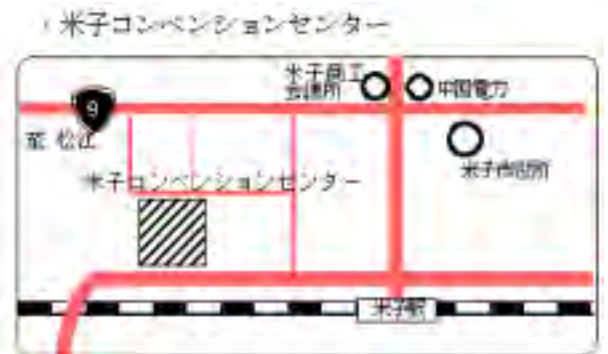
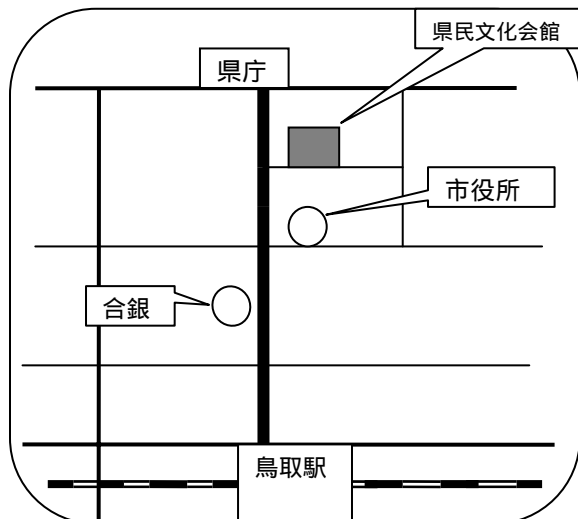
専用電話(全国共通) 0570-07-1000(有料)

受付時間 9:00~17:00(土日、祝日を除く)

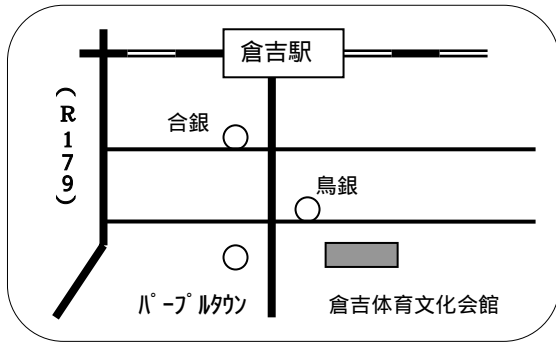
## 1.5 試験会場案内図

いずれの会場も駐車場はありますが、他の行事と重なることもあり十分ではありませんので、ご注意ください。

・とりぎん文化会館(県民文化会館)



・倉吉体育文化会館（後期の試験会場）



## 1.6 個人情報の取り扱いについて

財団法人 消防試験研究センター（以下「当センター」という。）は、危険物取扱者及び消防設備士試験の実施と免状作成業務を行っています。

当センターは、試験及び免状事業の実施機関として個人情報を取り扱っていますので、個人情報の重要性を十分認識し、その保護の徹底を図るとともに、個人情報の保護に関する法令及びその他の関連する規範を遵守し、取得した個人情報は、正確、かつ、安全に取り扱います。

1 当センターの個人情報の内容と利用目的は次のとおりです。

個人情報の内容

氏名、生年月日、本籍、住所、電話番号、勤務先名、学校名、職業、顔写真、メールアドレス等です。

利用目的

利用は、本人確認、本人への通知・連絡、免状作成、免状交付状況に係る事項等の当センターの業務の範囲内で行います。

2 当センターは、利用目的を達成のため、当該情報を業務委託先に預託する場合があります。その場合の業務委託処理は、個人情報を保護するための措置及び業務委託先との責任関係の明確化を図るとともに、安全対策を確実に実施しています。

なお、個人情報の提供は、団体受験に関し当該団体代表者へ提供するもの及び法令等に基づくものに限定し適切に取り扱います。

【書面申請用受験票】 受験票はイメージです。

**消防設備士試験 受験票(控)**

受験番号	FF-0001	試験の種類	乙種第4種
名字氏名	シユウゴウ タロウ		
氏名	消防 太郎		
試験日	平成 26年 7月 24日(土)		
日時	午前 9時開始 午後 1時開始		
試験会場	〇〇〇〇試験会場 〇〇市〇〇〇〇町 1-1-1 受験者メッセージカード 〇1001講習室		
受験科目	免状科目なし	資格判定	コード 01
照付免状			

注：受験内容は確認し、自己責任が求められます。ご連絡ください。  
受験開始時刻は必ず事前にお知らせいたします。

受験の際は、試験会場まで確認ください。  
次の場合は受験することができません。  
1 受験票がない場合  
2 受験票に写真を貼っていない場合  
3 受験票に本人と確認できない写真を貼っている場合  
この受験票(控)は、合格発表の確認と再受験の申し込み  
に必要ですので、大切に保管してください。

**消防設備士試験 受験票**

**写真**  
縦 4.5cm × 横 3.5cm  
写真の裏面に氏名・受験  
番号と撮影年月日を記載し、  
4ヶ月以内で撮影したもの  
(黒髪、黒目、  
白髪は自然な色)

シユウゴウ タロウ  
〇〇〇〇

受験番号	FF-0001	試験の種類	乙種第4種
名字氏名	シユウゴウ タロウ		
氏名	消防 太郎		
試験日	平成 26年 7月 24日(土)		
日時	午前 9時開始 午後 1時開始		
試験会場	〇〇〇〇試験会場 〇〇市〇〇〇〇町 1-1-1 〇1001講習室		
受験科目	免状科目なし	資格判定	コード 01
照付免状			

〇〇〇〇(1)〇〇〇〇(1)〇〇〇〇 免状  
〇〇-〇〇-〇〇〇 〇〇〇〇 (1)〇〇〇  
試験当日、この受験票は回収します。

**受験票**

財団法人 消防試験研究センター 〇〇市支部  
〒123-4567  
〇〇市〇〇〇〇町1-23-45  
〇〇市センタービル10階  
Tel 123-456-7890  
000 0000 0000

【電子申請用受験票】 受験票はイメージです。

### 注意事項

- 1 次の場合は受験することができません。
  - (1) 受験票がない場合
  - (2) 受験票に写真を貼っていない場合
  - (3) 受験票に本人と確認できない写真を貼っている場合
- 2 受験票に記載している集合時間までに入室してください。
- 3 受験票、鉛筆(B又はHB)、消しゴムを持参してください。
- 4 試験会場への電話の問い合わせはしないでください。
- 5 不正行為及び係員の指示に従わない場合は退場を命じ、失格とします。
- 6 本人確認のため、身分証明書(運転免許証等)の提示をお願いします。
- 7 電話による可否の問い合わせには、応じられません。
- 8 試験会場外での特定業者による試験結果通知の有料サービスは当センターと一切関係ありませんので、注意してください。
- 9 試験日時の変更が生じた場合は、当センターのホームページに緊急情報又は各支部からの重要なお知らせとして掲示します。

財団法人 消防試験研究センター ○○県支部  
 〒123-4567 Tel 123-456-7890  
 ○○県○○市○○区○○町1-23-4○○市センタービル 10 階

### 消防設備士試験 受験票

**写 真**  
 縦 4.5cm × 横 3.5cm

写真の裏面に氏名・年齢及び撮影年月日を記載し6ヶ月以内に撮影したもの(無帽、無背景、正面よ三分身像)

しっかりのり付けてください



受験番号	T1-0001	試験の種類	乙種第4類
カナ氏名	ショウボウ タロウ		
氏 名	受験者氏名を「かいて」で記入してください。		
試 験 日 時	平成 23 年 7 月 31 日 [1/2] 9 時 00 分集合 9 時 30 分試験開始		
試験会場 (試験室)	○○○○試験会場 ○○市○○区○○町 1-1-1 01001 講義室		
免除科目	免除科目なし	資格判定 コード	01
既得免状			

8014211225050E100013 免なし  
 001-01-0001 00001 (1234)  
**試験当日、この受験票は回収します。**

切 り 取 っ て く だ さ い

### 消防設備士試験 受験票(控)

受験番号	T1-0001	試験の種類	乙種第4類
カナ氏名	ショウボウ タロウ		
氏 名	消 防 太 郎		
試 験 日 時	平成 23 年 7 月 31 日 [1/2] 9 時 00 分集合 9 時 30 分試験開始		
試験会場 (試験室)	○○○○試験会場 ○○市○○区○○町 1-1-1 受験票メッセージ1---> 受験票メッセージ2---> 01001 講義室		
免除科目	免除科目なし	資格判定 コード	01
既得免状			
受 験 者 現 住 所			

注：記載内容を確認し、訂正箇所がありましたら、ご連絡ください。  
 注意事項をよくお読みください。

受験の際は、試験会場をご確認ください。

次の場合は受験することができません。

- 1 受験票がない場合
- 2 受験票に写真を貼っていない場合
- 3 受験票に本人と確認できない写真を貼っている場合

この受験票(控)は、合格発表の確認と再受験の申し込みに必要ですので、大切に保管してください。

## 17 甲種受験の資格及び証明書

次表に示す対象者に該当する方は、甲種消防設備士の受験資格があります。

### (1) 甲種特類

対象者	内容	願書資格欄の記入略称	証明書類
甲種消防設備士免状の交付を受けている方	(1)甲種第1～第3類のうち1種類以上を有し、かつ第4類及び第5類の取得者 (2)甲種全類の取得者	甲 特	免状

### (2) 甲種(第1～5類)

1 甲種消防設備士免状の交付を受けている方	試験科目の一部免除あり。 (2頁の5 (1) a 参照)	甲 種	免状
2 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校(5年制)、高等学校又は中等教育学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて「卒業した方」	(1)13頁の別表1「指定学科一覧」に示す学科を卒業した方 (2)大学、短期大学、高等専門学校で、左記に掲げた学科に関する科目を15単位以上修得して卒業した方 (3)高等学校又は中等教育学校で、左記に掲げた学科に関する科目を8単位以上修得して卒業した方 * (2)(3)ともに14頁の別表2「授業科目一覧表」により算定。	大卒、短大卒、高専卒、高校卒、中等教育卒  大学等15単位  高校等卒8単位	卒業証書 又は 卒業証明書  単位修得証明書  卒業証書 又は 卒業証明書及び 単位修得証明書
3 乙種消防設備士免状の交付を受けた後2年以上、工事整備対象設備等の整備の経験を有する方	消防設備士でなければ行えない工事、整備に関する種類の整備の経験を有する方 (法第17条の5の規定に基づく、政令第36条の2に定める消防用設備に限る。)	整備経験2年	免状 及び 実務経験証明書
4 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校に在学中又は中途退学した者等で、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する科目を15単位以上修得した方	(1)大学、短期大学又は高等専門学校で、左記の学科に関する授業科目(14頁の別表2「授業科目一覧表」)を15単位以上修得した方 (2)学校教育法第124条に定める専修学校(専門学校)で左記の学科に関する授業科目(14頁の別表2「授業科目一覧表」)を15単位以上修得した方 (単位制度のない専修学校にあっては、講義について15時間、演習について30時間、実験、実習及び実技について45時間の授業をそれぞれ1単位として15単位以上修得した方)	大学等15単位  専修学校	単位修得証明書  単位修得証明書

<p>5 学校教育法による各種その他消防庁長官が定める学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する科目を講義については15時間、演習については30時間、実験、実習及び実技については45時間の授業をもってそれぞれ1単位として15単位以上修得した方</p> <p>* (授業科目については、14頁「別表2 授業科目一覧表」を参照)</p>	<p>(1)学校教育法第134条第1項に定める各種学校 (2)学校教育法による大学、短期大学及び高等専門学校の専攻科 (3)防衛庁設置法による防衛大学校及び防衛医科大学校 (4)職業能力開発促進法による職業能力開発(総合)大学校及び同短期大学校 (5)職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成9年)による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校及び同短期大学校 (6)職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年)による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校及び同短期大学校 (7)職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年)による改正前の職業訓練法による職業訓練大学校及び同短期大学校 (8)職業能力開発促進法附則第2条による廃止前の職業訓練法(昭和33年)による職業訓練大学校 (9)雇用対策法(昭和41年)附則第7条による改正前の職業訓練法による中央職業訓練所 (10)独立行政法人水産大学校(平成13年4月1日以前の農林水産省組織令による水産大学校(旧農林水産省組織令による水産大学校及び昭和59年7月1日以前の農林水産省設置法による水産大学を含む。)) (11)国土交通省組織令による海上保安大学校(旧運輸省組織令による海上保安大学校及び昭和59年7月1日以前の海上保安庁法による海上保安大学校を含む。) (12)国土交通省組織令による気象大学校(旧運輸省組織令による気象大学校及び昭和59年7月1日以前の運輸省設置法による気象大学校を含む。)</p>	<p>各種学校 大学、短大、高専の専攻科 防衛大学校、防衛医科大学校  職業能力開発総合大学校等 職業能力開発大学校等  職業訓練大学校等  前職業訓練大学校等  旧職業訓練大学校等 中央職業訓練所 水産大学校  海上保安大学校  気象大学校</p>	<p>単位修得証明書 単位修得証明書 単位修得証明書  単位修得証明書 単位修得証明書  単位修得証明書  単位修得証明書 単位修得証明書 単位修得証明書  単位修得証明書  単位修得証明書 単位修得証明書</p>
<p>6 技術士法第4条第1項による「技術士」第2次試験に合格した方</p>	<p>受験資格は全部門にあります。 * 技術士の部門に応じ、指定された類に試験科目の一部免除がある。(指定された部門以外には、科目免除がない。)</p>	<p>技術士 部門</p>	<p><u>合格証書</u> 又は <u>技術士登録証</u></p>
<p>7 電気工事士法第2条第4項に規定する「電気工事士」(特種電気工事資格者を除く。)</p>	<p>(1)電気工事士免状の交付を受けている方 (2)電気工事士法施行規則による旧電気工事技術者検定合格証明書の所持者</p>	<p>電気工事士</p>	<p><u>免状</u>  検定合格証明書</p>
<p>8 電気事業法第44条第1項に規定する第1種～第3種の「電気主任技術者免状」の交付を受けている方</p>	<p>(1)電気主任技術者免状の交付を受けている方 (2)電気事業法附則第7項の規定により電気主任技術者免状の交付を受けているとみなされる方(認定された学校を卒業した者に対して卒業と同時に電気主任技術者の資格を付与した制度)</p>	<p>電気主任技術者</p>	<p><u>免状</u>  認定校の卒業証明書</p>

<p>9 「工事整備対象設備等の工事補助者」として、5年以上の実務経験を有する方</p>	<p>工事整備対象設備等の工事に関連するものであること。(従って、消火器具、動力消防ポンプ、誘導標識等、明らかに工事を伴わないものは該当しません。)</p>	<p>工事補助 5 年</p>	<p>実務経験証明書</p>
<p>10 その他前 2 から 9 までに掲げる者に準ずるものとして消防庁長官が定めた方</p>	<p>(1)次に掲げる学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業した方。(学科名は、13 頁別表 1「指定学科一覧表」による。これに該当しない場合は、14 頁の別表 2「授業科目一覧表」に示す科目を 15 単位以上修得した方)</p> <p>ア 外国に所在する学校で、日本における大学、短期大学、高等専門学校(5 年制)又は高等学校に相当するもの。</p> <p>イ 旧師範教育令による高等師範学校</p> <p>ウ 旧実業学校教員養成所規程による教育養成所</p> <p>(2)学校教育法第 104 条に基づく、学位授与機構により授与された、理学、工学、農学又は薬学のいずれかに相当する専攻分野の名称を付記された「修士又は博士」の学位を有する方</p> <p>(3)専門学校卒業程度検定試験規程による専門学校卒業程度検定試験の機械、電気、工業化学、土木、又は建築の部門に関する合格者</p> <p>(4)建設業法第 27 条の規定による管工事施工管理の種目に係わる 1 級又は 2 級の技術検定に合格した方</p> <p>(5)教育職員免許法により、高等学校の工業の教科について普通免許状を有する方(旧教員免許令を含む。)</p> <p>(6)電波法第 41 条の規定により無線従事者の資格の免許を受けている方(アマチュア無線技士を除く。)</p> <p>(7)建築士法第 2 条に規定する 1 級建築士又は 2 級建築士</p> <p>(8)職業能力開発促進法第 44 条(旧職業訓練法第 66 条)の規定による配管の職種に係わる 1 級又は 2 級の試験に合格した方</p> <p>(9)ガス事業法第 32 条の規定によるガス主任技術者免状の交付を受けている方(第 4 類の消防設備士の受験に限る。)</p> <p>(10)水道法第 25 条の 5 の規定による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている方(旧法の資格者を含む。)</p> <p>(11)消防行政に係る事務のうち、消防用設備等に関する事務について 3 年以上の実務経験を有する方</p> <p>(12)消防法施行規則の一部を改正する省令の施行前(昭和 41 年 4 月 21 日)において、消防用設備等の工事について 3 年以上の実務経験を有する方</p> <p>(13)昭和 41 年 10 月 1 日前の東京都火災予防条例による旧制度の消防設備士</p>	<p>大学等卒</p> <p>博(修)士</p> <p>専検合格者</p> <p>管工事技士</p> <p>教員免許状</p> <p>無線従事者</p> <p>建築士</p> <p>配管技能士</p> <p>ガス主任技術者</p> <p>給水技術者</p> <p>消防行政 3 年</p> <p>省令前 3 年</p> <p>条例設備士</p>	<p>卒業証書 又は 卒業証明書及び 単位修得証明書</p> <p>学位授与証明書 又は 学位記</p> <p>検定試験合格証明書</p> <p>技術検定合格証明書</p> <p>免許状</p> <p>免許証</p> <p>免許証 又は 1 級 建築士免許証明書 技術検定合格証書</p> <p>免状</p> <p>免状 又は 登録証</p> <p>実務経験証明書</p> <p>実務経験証明書</p> <p>免状</p>

【備考】

- ア 単位修得証明書又は科目履修証明書は、必ず単位数又は授業時間数が明記されたものを提出してください。
- イ 4の大学、短期大学、高等専門学校、大学院等における修得単位は、卒業、在学中、中退、又は専攻科、通信教育等に関係なく、通算して算定できます。  
放送大学も通算して算定できます。(大学等で発行する「単位修得証明書」による。)
- ウ 「願書資格欄記入略称」は、受験願書の「甲種受験資格」欄に記入するものです。
- エ 証明書類のうち「免状」「卒業証書」等、証明書類欄の網掛をしてある書類については、コピーでも支障ありません。(B5版以下に縮小し、受験願書B面裏に貼付すること。)
- オ 表の3,9及び10-(11),(12)の「実務経験証明書」は、事業主等の証明書です。受験願書B面裏の様式を使用してください。
- カ 旧制大学、旧制専門学校、高等師範学校、実業学校教員養成所の卒業生及び旧制専門学校卒業程度検定試験合格者も同様の資格があります。詳細はお問い合わせください。

【別表1】 指定学科一覧表(例示)

次の「学科」を修めて卒業した方は、「卒業証明書(コピー不可)」又は「卒業証書(コピー可)」の提出で受験できます。

	大学、短期大学、高等専門学校、旧制の大学、旧制の専門学校の卒業生用	高等学校、中等教育学校、旧制の中等学校の卒業生用
ア	安全工学科	
エ	衛生工学科 エネルギー(機械)工学科	
オ	応用化学科 応用機械工学科 応用理化学科	
カ	開発工学科 画像工学科 海洋土木工学科 海洋建築工学科 環境計画工学科 化学工学科 環境工学科 環境整備工学科	開発機械科 化学工学科 環境工学科
キ	機械工学科 機器工学科 基礎工学科 金属工学科 機械理学科など	機械工学科 機械工作科 金属工業科 機械技術科 機械製図科 機関科
ケ	計測工学科 建設工学科 建築工学科 原動機科 建築工学科	計測科 建設科 建築科 原動機科
コ	工業化学科 構造工学科 交通工学科 光電工学科 構築工学科 高分子工学科 合成化学工学科	高分子工学科 工業科 航空車両整備科 工業管理科
サ	産業機械工学科 材料工学科 材料プロセス工学科	材料技術科 産業技術科
シ	資源開発工学科 資源循環工学科 社会開発工学科 情報処理工学科 情報工学科	情報システム科 自動制御科 情報通信科など
ス	水工土木学科	水産工学科
セ	制御工学科 生産工学科 生産精密工学科 精密工学科 石油化学科 設備工学科 繊維工学科 繊維システム工学科 船舶機関工学科	セラミック科 設備科 制御機械科 生産機械科 精密機械科 繊維工学科
ソ	造船学科	総合技術科 造船科
チ		地質工学科
ツ	通信工学科 通信材料工学科	通信工業科
テ	鉄鋼冶金学科 電気機械工学科 電気工学科 電機工学科 電子工学科 電子電気工学科 電子物性工学科 電子理学科 電波通信学科 電気電子システム工学科	電波科 電気工事科 電子工業科 電気科 電子科
ト	動力機械学科 都市工学科 土木工学科	都市工学科 土木科
ネ	燃料工学科	

ノ	農業機械学科 農業土木工学科	農業工学科
ハ	船用機械工学科 船用機関科 反応化学科	
フ	物質工学科	
ム		無線通信科
ヤ		冶金科
ユ	有機材料工学科	
ヨ	溶接工学科	窯業科

《注》 「工学科」「学科」「科」などの文字の有無により学科名の異なるものは、同学科名として取り扱うもの  
とします。

上記の指定学科には組み合わせたものも含まれます。

(例) 機械工学 交通機械 農業機械 機械システム 掘削機械 等

上記の名称を含む学科であっても、明らかに「機械、電気、工業化学、土木、建築に関する分野」と認められな  
いものは除きます。なお、不明な点は鳥取県支部に照会してください。

指定学科一覧表は一部であり、すべてではありません。詳細は鳥取県支部に照会してください。

## 【別表2】 授業科目一覧表(例示)

次の名称が含まれる授業科目は、原則として「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野と認められ  
る授業科目」として扱います。

	大学、短期大学、高等専門学校、旧制の大学、旧制の専門学 校の卒業生用	高等学校、中等教育学校、旧制の中等学校 の卒業生用
ア	アナログ 電子回路 圧縮性流水 油圧工学	
イ	移動工学 一般構造(土木系・建築系のみ)	インテリア装備 意匠製図
ウ	運輸施設工学	
エ	衛生工学 エネルギー工学 エンジン流体力学	衛生・防災設備 衛生設備
オ	応用化学 音響学 オプトエレクトロニクス	応用力学 織物機械
カ	ガスタービン 化学工業 火災工学 加工機械学 加工冶 金学 河川工学 架橋力学 画像工学 回路理論 過渡現 象論 海岸工学 海洋建築 開発機械学 完全流体力学 岩石力学 岩盤力学 環境関係(土木系・建築系のみ)	化学工業 化学工業一般 化学工場 化 学装置 化学反応 環境工学
キ	CAD/CAM 気体力学 機械工学 機械製作 金属材 料科学 機械要素 機器制御 機器分析 機構学 機素動 力学 機電変換工学 機能材料 強度設計学 給排水設備 橋梁工学 擬固加工学 基礎工学・基礎構造(土木系・建築 系のみ)	機械一般 機械製作 機械・電気 機関乗 船実習 金属加工 金属材料 漁船機関
ク	空気力学 空港工学 空調設備 掘削機械学	空気調和設備
ケ	システム工学 計測工学 珪酸塩工業化学 結晶塑性学 建設 機械 建築力学 建築材料 建築設備 建築防災 原動機 学 現代制御論 現代無機工業化学	計測回路 計測・制御 建築一般 建築構 造 原動機 建築測量 原子工学一般
コ	コンクリート工学 固体力学 工業化学 工業計測 工業 地質学 工業分析 工作機械 交通工学 光学 航空工学 航空材料学 高温化学 高周波工学 交流理論 高電圧工 学 高度加工技術 高分子化学 港湾工学 構造工学 合 成化学	工業一般 工業数理 工業化学 工業基 礎 工業材料 工業分析 工芸材料力学 鉱山機械
サ	作業システム工学 砂防工学 材料学 材料力学 錯体触 媒化学 産業機械	材料加工 材料技術基礎 材料製造技術 材料施工

シ	システム工学 ジェット機関 資源システム工学 地震工学 地盤工学 自動化設計 自動車工学 磁気工学 実験計測法 写真測量 車輛工学 集積回路工学 潤滑工学 商船設計 焼結工学 消防設備 照明工学 触媒化学 上下水道工学 情報工学 蒸気タービン 信号処理論 振動工学	染色化学 自動車工学 自動制御 情報技術 食品化学
ス	スイッチング回路理論 水工学 水産土木工学 水質工学 水道工学 水理学 水力発電所 水路工学 数値制御システム工学 数値熱流体力学	水工 水産工学 水道 水利 水理
セ	セラミック化学 センサ工学 施工法 生合成化学 生産工学 生物化学 生体高分子 生物有機化学 制御機器制御工学 精密加工学 製造化学 石炭工学 石油化学 切削工学 接合工学 設計工学 設備工学 船体構造工学 船舶工学 線形回路 繊維化学 繊維高分子工学	生産実習 製造機器 設備計画 設備・管理 セメント 染色 セラミック技術 船舶構造 船舶設計
ソ	塑性工学 送電 送配電工学 造船製図 装置工学 測量学	造船工学 造船実習 測量
タ	ダム工学 耐震工学 耐震耐風工学 単位操作 炭化水素化学 弾塑性力学 暖房設備	
チ	地質学 鑄造学 超音波工学 超伝導工学 直流機器	地下資源開発 地質工学
ツ	通信網工学 通信工学 通信機器	通信工学 通信機器 通信技術
テ	データ通信 デジタル回路 鉄筋コンクリート工学 鉄鋼材料学 鉄骨工学 鉄道工学 天然物合成化学 伝送工学 伝熱工学 電気工学 電気音響 電気機器 電気設備 電気計測 電気鉄道 電気法規 電子工学 電子装置 電子デバイス 電子要素 電子回路 電磁気学 電磁波伝送 電熱工学 電波工学 電力工学 電力系統	電気工学 電気化学 電気工事 電子工学 電子機器 電子計測 電力設備
ト	トラクタ実習 都市環境 都市工学 都市設備学 土質工学 土木工学 動力工学 道路工学 導電材料 特殊材料学 特殊鋼学	特殊材料 土質 土質力学 土木一般 土木施工 都市工学
ナ	内燃機関 軟弱地盤工学	
ニ	荷役機械	
ネ	熱工学 熱機関 熱流体力学 熱力学 粘性 燃焼工学 燃料合成化学 燃料分析化学	
ノ	能動回路 農業機械工学 農業土木学 農業揚水機 農用トラック工学 農用内燃機関学	農業機械 農業水利 農業土木設計
ハ	パルス回路 波動振動 破壊力学 配電工学 発電工学 鋼構造 船用機関 発電工学 反応工学 半導体	発送配電 ハードウェア技術 船用機関 船用電気
ヒ	ピーエスコンクリート工学 非金属材料 光工学 光エレクトロニクス 光通信工学 光情報工学	
フ	ファインケミカル工業化学 プラズマ工学 物質強度学 プラント工学 プレストレストコンクリート工学 プロセス工学 浮体静水力学 分析化学 物理有機化学 分離精錬工学	船用機関 船用電気
ヘ	平面及び曲面構造論 変電所	
ホ	ボイラー工学 放電工学 防災工学 防災設備	放射化学 ボイラー
マ	マイクロデバイス マイクロ波工学	

ミ	水資源工学	
ム	無機化学 無機合成 無機工業材料 無線	無線工学 無機工業化学
メ	メカトロニクス	
モ		木工機械
ヤ	冶金工学	や金一般 や金実習
ユ	油圧工学 輸送機械 誘電材料 有機化学 有機機能材料 有機量子化学 有機構造 有機合成学 有機反応 有線機器学	有機工業化学
ヨ	溶接工学 溶接機器 溶接設計 溶接冶金学	溶接 窯業 窯炉・燃料
リ	利水工学 理論有機化学 流水学 流体工学 流体回路 量子エレクトロニクス 量子電子工学	林業土木 林業機械
レ	連続体力学 冷凍工学	冷蔵・冷凍
ロ	ロボット工学 ロボティクス 論理回路	炉・燃料

《注》

「工学」「学」「技術」等の文字の有無により科目名の異なるものは、同科目名として取扱うものとします。

上記の授業科目には、一部の関連科目も含まれます。(認められない科目もあります。)

(例) 機械工学 機械システム設計 機械振動学 機械構造力学 機械材料等

上記の名称を含む授業科目であっても、明らかに「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野」と認められないものは除きます。不明な点は鳥取県支部に照会してください。

授業科目一覧表は一部を掲載しています。詳細は鳥取県支部へお問い合わせください。

18 受験願書の記入要領と記入例

受験願書の記入例(かい書体は記入例で、□内のゴシック体は記入要領です。)

【記入上の注意】

A面及びB面があり、複写式となっています。折ったり、曲げたりしないで下さい。

黒色のボールペンを使い、「かい書」で正しく書いて下さい。

書き損じた場合は、横2本線を引いて、そのすぐ上に正しく書いて下さい。

B面の所定の位置に「振替払込受付証明書(お客さま用) 受験願書添付用」をのり付けして下さい。  
(4頁「6 受験手続」を参照。)

	<b>消防設備士試験受験願書</b>	B面裏の都道府県コードを参照する。(鳥取県は31)
受験をうける都道府県名	財団法人 消防試験研究センター理事長 殿	都道府県名 <b>鳥取県</b> 申請日 平成 <b>23</b> 年 <b>06</b> 月 <b>15</b> 日
1桁の年月日は前に「0」をつけ2桁にする。	フリガナ <b>ヤマタ</b> <b>シロウ</b>	氏名 <b>山田 二郎</b>
訂正は2本線を引く。	生年月日 大(昭)平 <b>55</b> 年 <b>06</b> 月 <b>07</b> 日 本籍 <b>鳥取</b> 都道府県 本籍コード <b>31</b>	
1頁「2試験日時場所及び…」の中の受験地のいずれかを記入する。	郵便番号 <b>683 0055</b> 自宅電話番号 又は携帯電話番号 <b>0859 - -</b>	住所 <b>鳥取県米子市富士見町</b>
10頁「17甲種受験資格及び証明書」の中の「願書資格欄の記入略称」を記入する。証明書類はB面裏側に貼付する。なお、実務経験の証明は、B面裏側の消防用設備等実務経験証明書の様式に記入し、証明を受けた上で提出する。	勤務先名又は学校名 (株) <b>米子</b>	連絡先電話番号(携帯電話も可) <b>0859 - -</b> 内線( )
2頁の「5試験の一部免除と申請」を参照し○をつける。なお、免除の資格のない方は記入しないこと。	試験日 平成 <b>23</b> 年 <b>07</b> 月 <b>31</b> 日	試験種類 <b>甲</b> 種 <b>1</b> 類
複数の試験を受ける場合、この願書以外のもう一方の願書の受験種類を記入する。	試験の免除 技術士等の資格による試験の免除を <b>受ける・受けない</b> 電気工事士免状による試験の免除を <b>受ける・受けない</b> 電気主任技術者免状による試験の免除を <b>受ける・受けない</b> 消防設備士免状による試験の免除を <b>受ける・受けない</b> 5年以上消防団員として勤務し、かつ、専科教育の機関科を修了したことによる <b>受ける・受けない</b> 試験の免除を	他の都道府県での受験申請状況 都道府県コード 試験種類 試験日 <b>32</b> <b>甲</b> 種 <b>2</b> 類 <b>8</b> 月 <b>28</b> 日 <b>□□</b> <b>甲</b> 種 <b>□</b> 類 <b>□</b> 月 <b>□</b> 日
すでに免状を持っている方は、ここに全て記入すること。また、B面裏側の「既得消防設備士免状貼付欄」に免状のコピーを貼ること。	同時に複数の試験を受ける者は、この願書以外に受ける種類を記入すること。 <b>甲</b> 種 <b>1</b> 類 <b>5</b> 類 <b>甲</b> 種 <b>□</b> 類 <b>□</b> 類	該当する職業等に1つだけ○を記入してください ① 学生 ⑥ ビル管理業 ② 消防設備業 ⑦ ビル整備業 ③ 電気工事業 ⑧ 公務員 ④ 管工事業 ⑨ その他 ⑤ 建築業
	免状取得の有無について記入してください <b>有</b> <b>無</b>	免状番号 <b>□□□□□□□□□□</b>
	取得している消防設備士免状は全部記入してください	
	免状交付年月日 交付番号	入力番号 交付知事 コード
	甲特 <b>□□□□</b> 年 <b>□□</b> 月 <b>□□</b> 日 <b>□□□□</b>	<b>鳥取</b> <b>31</b>
	甲1 <b>□□□□</b> 年 <b>□□</b> 月 <b>□□</b> 日 <b>□□□□</b>	
	甲2 <b>□□□□</b> 年 <b>□□</b> 月 <b>□□</b> 日 <b>□□□□</b>	
	甲3 <b>□□□□</b> 年 <b>□□</b> 月 <b>□□</b> 日 <b>□□□□</b>	
	甲4 <b>□□□□</b> 年 <b>□□</b> 月 <b>□□</b> 日 <b>□□□□</b>	
	甲5 <b>□□□□</b> 年 <b>□□</b> 月 <b>□□</b> 日 <b>□□□□</b>	
	乙1 <b>□□□□</b> 年 <b>□□</b> 月 <b>□□</b> 日 <b>□□□□</b>	
	乙2 <b>□□□□</b> 年 <b>□□</b> 月 <b>□□</b> 日 <b>□□□□</b>	
	乙3 <b>□□□□</b> 年 <b>□□</b> 月 <b>□□</b> 日 <b>□□□□</b>	
	乙4 <b>4</b> <b>10</b> 年 <b>12</b> 月 <b>11</b> 日 <b>01234</b>	
	乙5 <b>□□□□</b> 年 <b>□□</b> 月 <b>□□</b> 日 <b>□□□□</b>	
	乙6 <b>□□□□</b> 年 <b>□□</b> 月 <b>□□</b> 日 <b>□□□□</b>	
	乙7 <b>□□□□</b> 年 <b>□□</b> 月 <b>□□</b> 日 <b>□□□□</b>	

## 19 免状交付申請の手続き（合格発表後のこと）

試験に合格された方は、なるべく試験結果通知書に記載された指定期日（合格発表から約2週間後）までに下表の書類を鳥取県支部へ郵送又は持参し、免状の交付申請をしてください。

なお、申請期間を経過した後も受付します。

免状の交付は、「消防設備士免状交付申請書」を受理した後、約2週間後になります。

免状申請に必要な書類は下表のとおりです。

提出する書類	注 意 事 項
「消防設備士免状交付申請書」  (試験結果通知書と切り離さない)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書にあらかじめ記載してある内容が間違っていないか確かめ、必ず申請者氏名、電話番号を記入すること。内容が間違っている場合は、赤ペンでよくわかるように訂正してください。</li> <li>・裏面に2,800円の鳥取県収入証紙を重ねないように貼ってください。</li> <li>・貼るときは、<u>収入印紙と間違えない、消印をしない、過不足のない金額</u>であることに十分留意してください。</li> <li>・鳥取県収入証紙は、県内の山陰合同銀行、鳥取銀行等で販売しています。</li> <li>・<u>県外等で鳥取県収入証紙の入手が困難な場合は、現金書留などの方法で送金してください。</u>当支部で購入し貼り付けますが、送金に対して領収書は発行しません。</li> </ul>
既 得 免 状	既に消防設備士免状を有している者は、その免状を必ず提出してください。
新免状送付用封筒	<p>出来上がった免状の郵送を希望するとき・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定形封筒に自宅又は勤務先等の確実に受け取れる場所を送付先とし、郵便番号、住所、氏名を書き380円分の切手（簡易書留郵便料）を貼る。</li> <li>・封筒の裏に受験番号を記入する。</li> </ul>

\* 定形封筒：9 cm×20.5 cmから12 cm×23.5 cmまでのもの

### 願 書 提 出 時 の お 願 い

記入すべき各欄に記入漏れはありませんか。

正当な金額で試験手数料の払込みがしてありますか。

またその証拠としての「振替払込受付証明書(お客さま用) **受験願書添付用**」が貼ってありますか。

必要な証明証などが貼付してありますか。

よく確認してから提出してください。

受験の問い合わせ先

**財団法人 消防試験研究センター 鳥取県支部**

〒 680 - 0011 鳥取市東町1丁目271(県庁第二庁舎8階)

TEL 0857 - 26 - 8389

土日、祝日、年末年始は休みです。

電子申請のトラブル等の問い合わせ先

**(財)消防試験研究センター電子申請室 TEL 0570 07 1000**